

介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開

(見える化について)

介護職員等処遇改善加算

介護職員の処遇改善につきましては平成29年度の介護報酬の臨時改定により介護職員処遇改善加算の拡充がなされ、令和元年度の介護報酬改定において「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験、技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員のさらなる処遇改善を進める」と「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。令和4年には「介護職員等ベースアップ等支援加算」が創設され、3加算で運用が行われていましたが、令和6年度より「介護職員等処遇改善加算」と一本化が行われました。

新加算の算定要件

・キャリアパス要件

賃金体系・昇給の仕組みの周知、研修の実施、資格取得支援、経験・技能のある介護職員のうち1人以上は改善後の賃金総額が440万以上になること、一定の割合以上の介護福祉士等を配置

・月額賃金改善要件

新加算Ⅳ相当の2分の1以上を月給の改善に充てる、月給の引き上げ
一時金で行っていた改善を毎月の手当の引き上げにより行う

・職場環境について

法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化しています。働きながら介護福祉士を目指す職員に実務者研修受講支援や喀痰吸引、認知症ケア研修などの受講支援をしています。また、子育てや家庭と仕事の両立を支援しています。非常勤から常勤への転換制度も利用できます。介護職員の負担軽減のために介護技術の習得支援も行っています。タブレット端末等利用し、記録の入力や見守り支援を行うことができます。その他、職場環境改善のため定期的にチェックリストを利用しフィードバックを行い、改善に取り組んでいます。

当施設の算定状況について

特別養護老人ホームベテラン館ヴィラ

介護職員処遇改善加算（新加算）

I 算定

ショートステイ ベテラン館ヴィラ

介護職員処遇改善加算（新加算）

I 算定